

**青梅市敬老金条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

敬老金の贈呈要件および額を見直したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市敬老金条例の一部を改正する条例**

青梅市敬老金条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「90歳または」を削る。

第3条第1項中「90歳の者は年額5,000円、100歳の者は年額10,000円」を「年額30,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

青梅市敬老金条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市敬老金条例（昭和43年条例第19号）

改正後	現行	備考
<p>(資格)</p> <p>第2条 市長は、毎年9月15日において、次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、敬老金を贈呈するものとする。</p> <p>(1) 当該年内に_____10歳に到達する者であること。</p> <p>(2) 青梅市において、住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(敬老金の額等)</p> <p>第3条 敬老金の額は、<u>年額30,000円</u> __とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 市長は、毎年9月15日において、次の各号に掲げる要件を備えている者に対し、敬老金を贈呈するものとする。</p> <p>(1) 当該年内に<u>90歳または100歳</u>に到達する者であること。</p> <p>(2) 青梅市において、住民基本台帳に記録されている者であること。</p> <p>(敬老金の額等)</p> <p>第3条 敬老金の額は、<u>90歳の者は年額5,000円、100歳の者は年額10,000円</u>とする。</p> <p>2 略</p>	
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>		